

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育(6時間)ご案内

労働安全衛生法改正により、事業者には、墜落・転落による労働災害を防止する為に、高さが2メートル以上の箇所であって、フルハーネス型安全帯(墜落制止用器具)を用いて行う作業には、「特別教育」を行うことが義務づけられました。当協会では、この改正に基づき、インストラクターの資格を持つ講師による「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育(学科・実技)」を開催しています。ぜひお申し込みください。

記

- 日時及び会場 会場はいずれも清水テルサ 静岡市清水区島崎町223(電話054-355-311)
第1回 令和6年6月21日(金) 9時30分～17時
第2回 令和6年10月24日(木) 9時30分～17時
- 特別教育(学科・実技)の科目
受講対象者 : 満18歳以上の者(未経験者も可)
学科「作業に関する知識 墜落制止用器具に関する知識 労働災害の防止に関する知識 関係法令」
法定4科目の 4.5時間
実技「墜落制止用器具の使用方法」の 1.5時間
- 受講料(消費税、テキスト代含む)
清水協会員 : 10,100円 **それ以外の方 : 11,100円**
- 申込方法
(1) 受講申込書に所要事項を記入の上、受講料を添えて2週間前までに、当協会(清水労働基準協会)へお申し込み下さい。引換えに受講票をお渡しします。
(2) 協会窓口での申込みが困難な方は、申込書をFAXでお送り下さい。申込書の内容等を確認後、振込銀行口座等を記載した文書をお送りします。振込確認後、受講票をお送りします。
※ 振込手数料、受講票・領収書の返信用封筒及び郵送料は申込者でご負担願います
(3) 申込後の取消しは、開催日の7日前までに受講票、領収書の返却された場合に限り受講料をお返しします。また、受講者の変更は開催日の7日前までにご連絡下さい。
- 修了証の交付
受講者には「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育修了証」を、また、事業所には「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育修了証明書」を交付します。
- 持参するもの (テキストは会場でお渡しします) 受講票、筆記用具、
※昼食は各自でご用意ください
★フルハーネス型安全帯をお持ちの方はご持参ください。(新規格でなくても構いません)
- 実技教育
「フルハーネス型安全帯使用作業」の実技教育を実施しますので、法的には、事業所においての教育は必要ございません。
- 受講のお申し込み・問合せ
清水労働基準協会(静岡市清水区万世町2-7-4) TEL・FAX 054 (351) 4584

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
特別教育申込書

講習日 月 日

(コピー使用可)

受講者氏名	生年月日	現住所
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	

令和 年 月 日

事業所の名称

〒

所在地

電話番号

FAX番号

担当者部署名

担当者氏名

会員非会員の別 清水協会員 ・ その他 (○をしてください)

清水労働基準協会 御中

※ 個人情報の取扱いについて・・・ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込いただいた講習・教育の実施のためのみに使用いたします。

※受講料支払予定日を必ず記入して下さい。

月 日 支払予定 (振込・持参)